

## 東海市危険物安全協会会費徴収規定

- 1 会費は、均等割と指定数量割等とする。
- 2 均等割は、年間2,500円とする。
- 3 指定数量割等は、年額とし次のとおりとする。

(単位 円)

指 定 数 量 割 等 算 出 区 分	指 定 数 量 割 等
1 本会の事業に賛同するもの	2,000
2 指定数量の5分の1以上 ~ 指定数量未満	2,000
3 移動タンク貯蔵所のみ1台 ~ 5台ごとに	2,000
4 指 定 数 量 以 上 ~ 10倍未満	2,000
5 指定数量の 10倍以上 ~ 50倍未満	4,000
6 " 50倍以上 ~ 100倍未満	6,000
7 " 100倍以上 ~ 500倍未満	8,000
8 " 500倍以上 ~ 1,000倍未満	10,000
9 " 1,000倍以上 ~ 3,000倍未満	12,000
10 " 3,000倍以上	15,000

(会費納入期限)

当該年度5月末日までとする。

(加入金)

途中加入者は加入金2,500円徴収することができる。